

## 神奈川大学の軍事的安全保障研究に関する対応について

神奈川大学学長

神奈川大学は2007年に「神奈川大学研究倫理綱領」を定め、その中で「学問研究は、研究者個人の私的な利益のためではなく、人類の平和的共存、社会の文化的発展、地球環境の保全など公益と福祉のために資すべきもの」であって、「そのために研究者は、学問的な良心に従って自らの研究を自律的に遂行すべきであり、権威に服従し圧力に屈して研究を歪めることがあってはならない」とし、また、「その成果を公表するなど、積極的に社会に還元する」責任を負う旨を定めています。

本学はこれまで、軍事目的のための科学研究に関する日本学術会議の声明等を尊重し、軍事を目的とする研究に関しては、公的資金の獲得等につき、積極的に関与することはありませんでした。

他方で近年、政府によって、軍事的な手段による国家の安全保障に関わる研究（以下、「軍事的安全保障研究」という。）が、具体的には大学の人的資源等を用いた防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」として、推進されつつあります。

本学では、「神奈川大学研究倫理綱領」に則り、研究の自主・自律性及び公開性の尊重の観点から、軍事的安全保障研究については、2017年3月24日付 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重し、当分の間、下記の通りに取り扱います。今後も軍事的安全保障研究については、引き続き日本学術会議や各学会などの議論の動向を注視しつつ、学内において慎重に議論を重ねるものとします。

### 記

- (1) 軍事的安全保障研究を目的とする防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」には応募しません。
- (2) 国内外の公的機関及び民間企業からの軍事を目的とする研究に関わる研究資金等は受け入れません。
- (3) 軍事を目的とする研究のための学内資金の使用及び学内施設の利用は認めません。

以 上